

公立大学法人熊本県立大学会計規程(案)の概要について

1 趣旨

公立大学法人熊本県立大学の財政状態や運営状況を明確にし、業務の適正かつ効率的な運営を図るため、法人の財務及び会計に関する事項を定める。

2 規程の概要

規程は、全 11 章で構成。条文数は 47。
その概要は次のとおり。

第 1 章	総則 目的、適用範囲、会計年度、統括者等について規定
第 2 章	予算 編成、執行及び責任者、補正、繰越等について規定
第 3 章	経理及び出納 収入、支出の責任者、執行方法等について規定
第 4 章	資金 管理、借入金、余裕金の取扱いについて規定
第 5 章	契約 契約実施者、方法、監督、検査等について規定
第 6 章	資産 資産の種類、重要な財産の処分等について規定
第 7 章	負債及び資本 負債及び資本の種類について規定
第 8 章	決算 決算について規定
第 9 章	勘定科目及び帳簿等 勘定科目及び帳簿、伝票について規定
第 10 章	弁償責任 会計上の義務、弁償について規定
第 11 章	雑則 施行期日、改廃、実施規程について規定

実施規程 別途定める。

会計実施規程
予算決算規程
出納規程
契約規程

固定資産管理規程
固定資産使用要領
資金管理・運用規程
施設管理規程

3 設立団体への届出

< 地方独立行政法人法 >

第 45 条 地方独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを設立団体の長に届けなければならない。これを変更したときも、同様とする。